平成２２年（フ）第１５７号
富山市三上165番地３
債務者　堂前久美子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９６号
長野市篠ノ井岡田1967番地のイ号、前住所長野市篠ノ井布施五明503番地４　市営団地北五明西Ｃ―138
債務者　宮澤　祐助
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
長野市安茂里小市３丁目36番41号
債務者　中村　　薫
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
長野市稲田１丁目１番１－２号
債務者　荒井千鶴子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
兵庫県伊丹市美鈴町１丁目４番地１　セントラル新伊丹703号
債務者　藤原　二彦
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２７０号
兵庫県伊丹市南本町６丁目２番24―307号、前住所兵庫県伊丹市中央４丁目１番21号　神友ビル
債務者　宮里　　哲
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２７９号
兵庫県伊丹市中野東１丁目１番地　市住玉田７―702号
債務者　佐藤　憲二
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２８０号
兵庫県伊丹市中野東１丁目１番地　市住玉田７―702号
債務者　佐藤　春美
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１１３号
徳島県板野郡藍住町住吉字江端140番地16
債務者　森下　覚三
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６６号
徳島市北島田町３丁目13番地の２　市営北島田16棟第６号
債務者　坂本裕次郎
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４号
佐賀県唐津市原1022番地１
債務者　谷口ツギ子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第６５号
佐賀県唐津市原1022番地１
債務者　谷口　英子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３１６号
大分市敷戸西町12番２―502号
債務者　小野　和子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３４９号
大分市西新地１丁目11番25号
債務者　亀田　浩則
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４６８号
千葉県柏市根戸448―３レオパレス北柏第１―201、住民票上の住所千葉県柏市布施1307番地
債務者　倉持　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４９１号
千葉県野田市柏寺52番地６
債務者　小林　嘉雄
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４９２号
千葉県松戸市栄町８丁目642番地　光コーポ207号
債務者　小林　嘉則
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１０７４号
高知市石立町20番地１　高野コーポ601号、申立時住所高知市神田2356番地153
債務者　山本　清康
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
高知地方裁判所破産係